

とくしま 農業委員会だより

第118号

令和3年1月1日発行

編集・発行
徳島市農業委員会
徳島市幸町2丁目5番地
TEL 621-5393・5394

新年のごあいさつ

新年明けましておめでとうございます。皆様方には、日頃から農業委員会活動への深い御理解と御協力を賜りまして厚くお礼申し上げます。

本委員会におきましては、平成29年7月に改正農業委員会法に基づく新たな農業委員会の体制が誕生してから3年が経過し、昨年7月に委員改選を迎え、新しい顔ぶれとなりました。

さて、農業を取り巻く情勢は、農業従事者の高齢化・後継者不足、それに伴う遊休農地の増加といった慢性的な問題に加え、昨年は、熊本県を中心に日本各地で発生した令和2年7月豪雨や、さらには新型コロナウイルスの感染拡大による打撃など、ますます厳しい状況となっております。

こうした状況の中、農業委員会といたしましては、地域農業の実情を的確に捉え、農業者の意向を反映した農業振興を目指して行政や関係機関との連携を密にし、優良な農地を未来の担い手へ引き継いでいくため農地利用の最適化に向けて全力を尽くす所存です。

結びとなりますが、本年が皆様方にとりまして幸多き年となりますよう祈念申し上げ、年頭の御挨拶といたします。



徳島市農業委員会会長
川人 泰博

委員等が表彰されました

多年にわたり、農業委員として地域農業の発展に尽力された功績が認められ、令和2年10月1日に徳島市長から3名が市政功労者として表彰され、また現職の2名は12月18日に徳島県知事から感謝状が贈呈されました。

【徳島市政功労者表彰】

- ・品山 昌美 委員
- ・朝田 三郎 推進委員
- ・能田 義弘 前委員

【徳島県知事感謝状】

- ・品山 昌美 委員
- ・朝田 三郎 推進委員



左から能田氏、朝田氏、内藤市長、品山氏

— 農業施策等の市長提言 —

本委員会は、令和2年9月29日、徳島市長に4項目からなる「農業施策等の提言書」を提出しました。

これに対し、令和2年11月5日に市長から回答がありました。その主な内容は次のとおりです。



(1) 市街化区域内農地に係る固定資産税等の負担軽減について

【提言要旨】

市街化区域内の農地については、平成27年に都市農業振興基本法が制定され、緑地保全や防災空間など、その多面的機能発揮のため積極的に保全を行うこととされた。しかしながら本市では、依然として宅地並みの固定資産税が課せられているほか、国民健康保険料においても、その高額な固定資産税額に応じた資産割が用いられており、農地所有者は営農を続けることが厳しい状況となっている。

こうしたことから、次のとおり、税制等を改善するようお願いしたい。

- 1 市街化区域内農地の固定資産税の軽減
- 2 国民健康保険料の資産割の廃止または軽減

【回答】

1 市街化区域内農地の固定資産税の軽減

市街化区域内における農地の税額については、国の基準に基づき、状況が類似する宅地の価格を基準として評価額を設定し、その価額を固定資産税は3分の1、都市計画税は3分の2に減じたうえで、それぞれの税率を乗じて算定しております。

また固定資産税は、地方税法において、天災により被害を受けた者や貧困等により生活のための公私の扶助を受けている者など、納税義務者に特別な事情がある場合に限り当該市町村条例の定めるところにより減免することができることとされており、本市でも徳島市市税賦課条例に基づき、このような方々に対し減免を行っております。

こうしたことから、市街化区域内の農地といった、特定の地域や地目を対象とした軽減、減免措置につきましては、条例の趣旨や税の基本原則である「公平の原則」の観点から、実施困難であると考えております。

一方で、市街化区域内農地については、災害時の防災空間や良好な景観の形成など多様な役割を果たすものであることから、今後、都市農業振興基本法に基づく各種支援策については、国・県の動向を注視するとともに、他都市の取り組みについて研究し、新鮮な農産物の供給や国土・環境の保全等の都市農業の振興に資する支援について、検討していきたいと考えております。

2 国民健康保険料の資産割の廃止または軽減

国民健康保険は平成30年度から県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担うよう制度改正されました。市町村は3年ごとに県が示す「国民健康保険運営方針」に沿って事業運営を行うことで県内国保業務の標準化を図っております。

資産割については、県が次期運営方針（令和3～5年度）の策定を進めるなかで、標準保険料率算定における資産割について廃止する方向性を示しながら検討を行っていると考えております。

本市におきましても、資産割廃止が国保運営に与える様々な影響を調査している最中であり、県から示される運営方針に沿った運営となるよう努めていきたいと考えております。

(2) 学校給食での地元産農産物の活用について

【提言要旨】

地元産農産物を子どもの頃からしっかり食べて、本市農業に関心を持ってもらうことは、健全な食生活の実現や地域産業活性化のためにも非常に重要である。

令和3年度から、一部の中学校で調理業務の民間委託を実施するとのことであるが、さらなる地元産農産物の活用をお願いしたい。

【回答】

本市学校給食におきましては、徳島市食育推進計画(第2期)にのっとり、郷土の特産品を使用した献立の積極的な導入や、地産地消の推進を図ってきました。その結果、本市の地場産物使用割合は、国の「第3次食育推進基本計画」及び県の「徳島県食育推進計画(第3次)」の中で設定されている目標値を超える50~60%となっております。

また、令和3年度から3校で学校給食調理業務の民間委託を実施しますが、給食食材の購入については引き続き徳島市教育委員会が行うこととしています。

今後も、食を通じた教育や地域に根ざした教育の推進につながるよう、学校給食における地場産物使用割合の向上に努めていきます。

(3) 効率的な排水対策の実施について

【提言要旨】

近年、異常気象による大規模な災害が各地で発生していることから、今後も浸水による農作物への甚大な被害が懸念される。

全国的に見ると、排水機場に水位観測システムや監視カメラを設置活用して、操作者や周辺農業者への連絡体制を構築し被害を少なくできている例もあり、本市においても、このような他都市の先進的な取組みを参考に効果的な排水対策を講じるようお願いしたい。

【回答】

近年、異常気象も頻発し、本市にとっても雨水排水対策は重要な課題であると認識しております。本市におきましては、雨水排水対策として排水路の整備・維持管理はもとより、事前に排水機場を稼働させ幹線水路の水位を極力低下させるとともに、支流の農業用排水路の浚渫(しゅんせつ)をするなど、地域の特性を踏まえたきめ細やかな対策を実施し、浸水被害の未然防止に努めてきました。

今後につきましても、大雨時におけるポンプ運転等の維持管理体制をより強化するとともに、他都市の先進的な取組み等も踏まえながら、より効果的な排水対策が講じられるよう、調査・研究を継続していきたいと考えております。

(4) 耕作放棄地解消への取組みについて

【提言要旨】

農業委員会では、毎年「農地パトロール」を実施して、耕作放棄地の所有者に対し、指導文書で適正な維持管理をお願いしているが、大半は放置され近隣農地に害虫被害等を引き起こしている。

農地への再生となると労力も費用もかかり、所有者自身での対応のみならず、地域の担い手に預けようとしてもなかなか困難であることから、耕作放棄地解消へ向けた担い手への支援策をお願いしたい。

【回答】

耕作放棄地の解消に向けた取組みについては、本市農業振興の重要施策の1つであると考えております。

本市では、JA徳島市のアグリサポートセンターに大型草刈り機を貸し付け、農地再生事業を委託しております。また、「人・農地プラン」の実質化に向け、農地の利用等に関する意向調査を基にした地図を作成するとともに、今後、農地集積や耕作放棄地などの課題解決に向けて、地域での話し合いを進めていくこととしております。

さらに、担い手への農地集積を促進するため、県の耕作放棄地再生支援事業を活用しながら、耕作放棄地を借り受けた担い手を支援していきます。



資材置場・駐車場等への転用はより慎重に審査します

資材置場、駐車場等を目的とする転用については、目的どおり十分利用がなされないまま、宅地など他用途に転換される事例が見受けられます。

そこで、令和2年4月に農林水産省の「農地法関係事務処理要領」が改正され、審査の留意事項が新設されたのを受け、徳島県農林水産部農林水産政策課から通知があり、資材置場等を目的とした転用許可申請については、次のとおり慎重に審査することとなりました。

改正内容

- ▶ 必要に応じて一時転用とする（更新時に利用状況を確認の上、恒久転用を認める。）
 - ・ 過去10年間に転用許可を受けた資材置場等について、十分利用されずに複数回にわたり他用途に転換（宅地分譲等）されている場合
 - ・ 資材置場について、事務所と申請地との位置関係、事業内容や営業範囲、資材の利用方法等を勘案して、持続性が認められない場合
（事業所と申請地との位置関係について、複数の市町村にまたがるようなものは適当ではない。）
- ▶ 貸資材置場・貸駐車場は原則として許可しない
 - ・ 農地を転用して貸し出すことの農振法上の必要性が認められないことなどから、原則として許可せず、実際に資材置場等を利用する者からの転用許可申請とする。
（例外：会社役員が転用し、当該会社に貸し付ける場合。親子間で貸し付ける場合等）
 - ・ 上記の貸資材置場等に該当しないが、農地の所有者と転用者が賃借契約を締結し、資材置場等として使用する場合（5条申請）は、必要に応じて一時転用とし、更新時に利用状況を確認の上、恒久転用を認める。

適用時期

- ・ 農用地区域の農地である場合……………令和2年12月の除外の事前協議からの適用
- ・ 農用地区域外の農地で、適用しても支障がない場合……………令和2年10月分の転用許可申請から適用



農地の違反転用



— 農地転用には許可（市街化区域内は届出）が必要です —

農地転用とは？

農地を住宅、太陽光発電設備、駐車場、資材置場など農地以外の用地に転換することです。農地転用をするには、農地法に基づく手続きが必要です。（一時転用含む）

※農業用施設を設置する場合も手続きが必要です。

無断で転用すると・・・

- ・ 工事の中止や原状回復等の命令がなされることがあります。
- ・ 3年以下の懲役または300万円（法人は1億円）以下の罰金に処せられることがあります。

★農地の転用をお考えの場合は事前にご相談ください。

【問い合わせ先】徳島市農業委員会事務局（TEL621-5393）

贈与税の申告をお忘れなく

令和2年中に、生前一括贈与の農地法第3条許可を受けた方で、納税猶予を希望する方は、農業委員会で「贈与税の納税猶予に関する適格者証明書」の交付を受け、2月1日(月)から3月15日(月)までの間に税務署に申告書を提出してください。

なお、申告書の作成に当たり相談を希望される方は、お早めに徳島税務署資産課税部門までご連絡ください。

【問い合わせ先】 徳島市農業委員会事務局 (TEL621-5393)
徳島税務署 (TEL622-4131)



相続などによって農地の権利を取得したときは農業委員会への届出が必要です



届出書は徳島市農業委員会のHPでダウンロードできる他、窓口でもご用意しております。

届出書と合わせて、所有権を取得したことを証する資料として、権利登記後の登記簿謄本の写し、又は登記識別情報通知の写しを提出してください。

※賃借権を相続した方は、別途届出に必要な書類がありますので、農業委員会までご相談ください。

【問い合わせ先】 徳島市農業委員会事務局 (TEL621-5393)

青色申告はお得です

<主なメリット>

- ・所得から最高65万円又は10万円の控除ができ、所得税と住民税が軽減されます。なお、令和2年分の所得税確定申告から、65万円の青色申告特別控除の適用要件に変更がありますのでご注意ください。

【問い合わせ先】 徳島税務署 (TEL622-4131)

- ・平成31年1月から新たに導入された収入保険制度に青色申告者(1年以上の実績が必要)が加入できます。収入保険制度は、自然災害だけでなく、価格低下なども含めた様々なリスクによって生じる収入減少を総合的に補てんする法律に基づいた制度です。

【問い合わせ先】 徳島県農業共済組合 (TEL622-7731)

- ・農業者年金制度では、認定農業者で青色申告をしている等の一定の要件を満たせば、保険料の国庫補助(月額最高1万円)を受けられる仕組みがあります。

【問い合わせ先】 徳島市農業委員会事務局 (TEL621-5394)

簿記講習会を開催

徳島市では、青色申告のための農業簿記講習会を、徳島農業支援センターと連携して毎年開催しています。令和2年度は7月から3月まで月1回徳島合同庁舎で開催しております。

【問い合わせ先】 徳島市農林水産課 (TEL621-5246)

「かんきつテラス徳島」

とくしま農林水産
未来人材スクール

徳島かんきつアカデミー

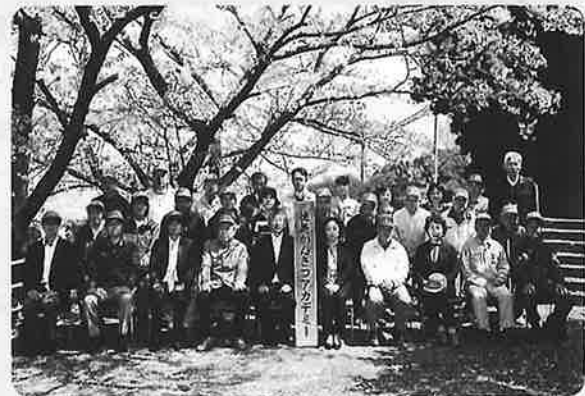
令和3年度

受講生募集!



かんきつほ場での
充実した現場実習!!

次代を担うかんきつ農家



めざせ!

募集要項

- 研修期間
 - ★中核的人材育成コース … 原則1年間
(令和3年4月～令和4年3月)
講義40日程度、実習120日程度、
農家実習40日程度
 - ★特定技術力向上コース … 選択科目毎に数日程度
 - 受講料
 - ★中核的人材育成コース …… 16,820円
 - ★特定技術力向上コース
 - I 接木と整枝剪定 …… 4,100円
 - II 栽培管理 …… 4,920円
 - III 病害虫防除と土壌管理 … 3,280円
- ・テキスト代、傷害保険料、資格取得にかかる費用は、実費をご負担いただきます
・せん定ばさみ、作業着、長靴など、個人の所有物は各自ご準備下さい
・既納の受講料は還付しません
- 募集人数 両コース合わせて15名程度
 - 募集期間 令和2年10月1日(木)～令和3年2月19日(金)

中核的人材育成コース

独立就農を目指す方が対象。
1年を通して栽培から加工・販売
までを学ぶコース。
主要なかんきつ(みかん、すだち、
ゆず)の栽培管理技術を学ぶこ
とができます。

特定技術力向上コース

特定の技術の習得を目指す方が
対象。
3つの科目から、技術習得したい分
野を選択して学ぶことができます。

応募資格

次の条件を満たす者

- ①令和3年4月1日現在で満18歳以上
- ②県内で就農している又は就農を予定している
又は農業参入を考えている企業等の従業員
- ③徳島県内在住者又は徳島県内移住予定者
- ④令和3年4月1日から1年間の傷害保険に加入する者



0885-42-2545
<https://tonodai.ac.jp/>

「かんきつテラス徳島」
徳島県立農林水産総合技術支援センター
農業大学校(勝浦)
〒771-4301
徳島県勝浦郡勝浦町大字沼江字中筋11-12

女性農業者のみなさんへ



農業者年金は国民年金に上乗せできる あなた自身の積立年金です!

農業者年金の加入には、農地の権利名義は要りません。

20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者（納付免除者を除く）であって、年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者が農業者年金に未加入でも加入できます。

さらに、認定農業者（認定就農者）で青色申告者をしている方と、家族経営協定を結ぶ等の一定の要件を満たせば、保険料の国庫補助が受けられます。

農業者年金の保険料は、高い節税効果があります。

農業者年金の保険料は、**全額社会保険料控除**の対象ですので、高い節税効果があります。民間の年金保険ですと、年額5万円（平成24年1月1日以降の保険契約は4万円）が個人保険料控除の上限です。

農業者年金は「終身年金」ですので、女性の長い老後をしっかりサポートします。

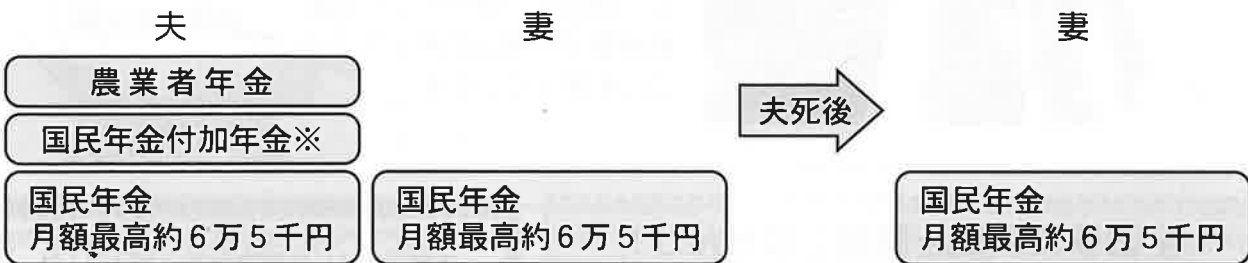
現在65歳の日本人の平均余命は、男性が20年（85歳）、女性が24年（89歳）で、女性は男性より5年程長生きです。女性は、**自分自身の年金**を終身年金で準備することが重要です。農業者年金は、生涯受給できます。



●農業者の老後の生活の収入は、国民年金＋農業者年金が基本です！

国民年金の支給額は、夫婦お二人で月額最高約13万円、お一人だと約6万5千円です。

農業者年金に夫のみ加入した場合（国民年金付加年金加入）



※農業者年金の加入には、
 「国民年金第1号被保険者であること」
 （国民年金保険料納付免除者を除く）
 「年間60日以上農業に従事していること」
 「20歳以上60歳未満であること」
 の3つの要件を満たしている必要があります。
 ※保険料（月額2万円～6万7千円）は自由に選べます。
 一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助があります。
 （国庫補助を受ける期間は保険料月額2万円固定）

※農業者年金に加入する方は、国民年金付加年金への加入義務があります。付加年金は、2年間受給すると納付した保険料の相当額を受け取れます。

夫婦で加入は、一緒に頑張っている配偶者の未来の「安心」につながります。

詳しくは…

農業者年金基金

検索



<https://www.nounen.go.jp>

農業者年金のお問い合わせは徳島市農業委員会事務局（☎621-5394）まで

若き後継者を紹介します！

徳島市の一番西に位置する入田町は、昔から植木・苗木の栽培が盛んな土地です。今回紹介する林 宏敏さん(45歳)は、大分の短期大学で農業について学んだあと、徳島に戻って父親の跡を継ぎ、1町3反の敷地で栗・みかん・柿などの苗木を専門に作っています。

仕事をしていて嬉しいことは、苗木を買ってくれた人が管理の相談や成長の報告をしてくれ、一本の木を通してお互いがその共有をできること。また、地元の小学生を毎年みかん狩り招待しており、その時に子どもたちの楽しそうな姿を見られることだそうです。

苦勞することは、自然を相手に仕事をしている人は誰もが感じるのだとは思いますが、天候に左右されて計画通りに仕事が進まないことだそうです。



プライベートではとてもスポーツが得意で、仕事が終わればソフトテニスやバスケットを楽しみ、元気に走り回っているとのこと。

どこも後継者不足のこの時代に、林さんは『長男だから』とさりりと言っている。でもその言葉の奥には、やりがいとゆるぎない仕事に対する自信を感じました。栗・みかん・柿など、林ブランドの果樹が県下一円に広がっていくことを願っています。



入田地区 農業委員
板東 美佐緒

全国農業新聞を購読しませんか！

全国農業新聞は、経営や暮らしに役立つ情報がいっぱいの農業総合専門紙です。

「週刊」新聞の特色を生かし、情報をわかりやすく解説的にまとめています。さらに、全国47都道府県に支局があり、地域の話やイベント情報なども掲載しています。



発行日 毎週金曜日(月4回)
発行所 全国農業会議所
購読料 1か月700円(送料、税込み)
お申し込みは 徳島市農業委員会事務局
(☎621-5394)まで

本誌「とくしま農業委員会だより」は、四国ブロック農業委員会情報紙コンクールにおいて優良賞を受賞しました。

